

初期対応医療機関における救急非告示医療機関の扱いについて

令和 7 年 10 月

- 救急医療体制の基本概念は、救急受入れ機関の裾野を広げて、特定の医療機関に負担がかからないようにし、確実に重症救急患者を受入れられる体制を確保することである。
- 傷病者の搬送及び受入れの実施基準（本則）3－1. 医療機関分類基準（1号）の（2）医療機関分類の基本枠組みに示されている オ 初期対応医療機関に記載のある「なお、各圏域の実情に応じて、告示認定されていない診療科目や二次救急告示医療機関以外の医療機関を含めることとする。」を根拠に、堺市圏域において策定されている「傷病者の搬送と受入れの実施基準【大阪府堺市圏域版】」を運用するにあたり、救急非告示医療機関を初期対応医療機関として定めたものである。
- 救急非告示医療機関（初期対応医療機関）
 - 堺市圏域において整備する体制で、救急非告示医療機関であっても可能な範囲で救急診療を提供する
 - 救急非告示医療機関リストは、堺市消防局管内の独自医療機関リストとして運用する。
 - 救急患者のうち入院治療を必要としない救急搬送患者の診療を行う。
 - 自院で対応困難な場合は、速やかに高次の医療機関に搬送する。
- 救急隊の対応
 - 円滑に運用するためには救急隊員による現場トリアージと病院選定が的確に行われることが重要である。
 - 実施基準に沿って、傷病者を迅速的確にトリアージし適切な医療機関を選定する。
 - 傷病者の情報を迅速的確に伝えるよう努める。
 - 病院選定に際しては、特定の医療機関に患者が集中しないように配慮する。特に救急非告示医療機関（初期対応医療機関）は、規模の小さい医療機関もあるため、重複搬送は避ける。
 - 救急非告示医療機関（初期対応医療機関）に搬送した患者が、重症初期対応医療機関や救命救急センター、特定機能対応医療機関へ転送・転院となることを想定しておく。救急非告示医療機関（初期対応医療機関）からの転送・転院には迅速に対応する。